主

原判決を破棄する。
被告人を懲役弐年六月に処する。

原審の未決勾留日数中参拾日を本刑に算入する。

上由

本件控訴の趣意は、被告人及び弁護人奥田忠策の提出に係る控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

弁護人の控訴趣意第一点(事実誤認及び擬律錯誤の主張)について、

何となれば、先きの窃盗行為には未だ暴行又は脅迫の手段を用いていないし、又後の強盗行為によつては未だ他人の財物を強取してはいない。後の暴行又は脅迫行為が窃盗の時期に遡つてあつたものとし、先きの窃盗の既遂を以つて後の強盗の未遂をその既遂に擬制するが如きは理論上到底許されないことであるからである。

この点において破棄を免れない。 よつて被告人及び弁護人の爾余の量刑不当の各論旨に対する判断を省略し、原判 決を破棄することとし、刑事訴訟法第四〇〇条但書の規定に従い次のとおり判決する。

原判決挙示の各証拠により原判示各事実を認め、これを法律に照すと原判示第一の所為は前段論述のように窃盗と強盗未遂を包括して、重い刑法第二三六条第項第二四三条によつて処断すべく、強盗の点は未遂であるから、同法第四三条本文に入条第三号に則り法律上の減軽を施し(但し減軽した刑の長期は強盗未遂罪については減軽事由がないのであるから、重い強盗罪について起野の長期懲役一〇年を下ることを得ないものと解する。ことは重い強盗未遂が中止犯に係り、その刑が免除せられる場合においても軽いのの場合ののののである。)原判示第二の窃盗罪について処罰されることから当然推理されるところである。)原判示第二の窃法各刑法第二三五条に該当し、以上は同法第四五条前段の併合罪である所法の所法第四七条第一〇条を適用し重い原判示第一の罪の刑に法定の加重を施した刑法第二十条に則り右本刑に算入することとする。

よつて刑事訴訟法第三九七条第三八〇条第一八一条第一項但書に従い主文のとお

り判決する。 (裁判長裁判官 児島謙二 裁判官 畠山成伸 裁判官 本間末吉)